資料６－２

建築物等からの石綿（アスベスト）飛散防止対策の制度化について

目　的

■府民の健康を守るとともに、不安解消に資するため、建築物等の解体等における石綿飛散防止対策を強化する。

▶ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正

	大気汚染防止法	改　正　条　例
事前調査	（規定なし）	**事前調査の義務付け** ＊石綿含有建材使用の有無等の調査　→　結果の表示 【全ての解体工事が対象】
作業実施の届出	○耐火・準耐火建築物 ○延面積 500 ㎡以上かつ 吹付石綿の使用面積 50 ㎡以上 ○対象建材は吹付石綿のみ	**届出対象の拡大** ＊対象建築物等の拡大　→　耐火・準耐火以外の建築物、工作物等の解体等への適用 ＊対象規模の拡大　→　吹付石綿について面積要件の撤廃 ＊対象建材の拡大　→　吹付石綿、保温材、耐火被覆材、断熱材、石綿含有成形板（一定規模以上）への適用
作業基準	○作業に係る飛散防止措置 作業場の隔離、負圧の維持、高性能集じん・排気装置の設置、湿潤化、薬液散布　等	**作業基準の強化** ＊表示板の設置　→　作業期間、工程、飛散防止対策、測定計画　等 ＊石綿含有成形板に係る作業基準の策定 →　飛散防止幕の設置、散水、原則手作業による解体 作業場内での切断・破砕作業の回避 （小規模木造住居等は適用除外）
石綿濃度の測定	（規定なし）	**石綿濃度測定の義務付け** ＊敷地境界濃度の測定　→　開始前・作業期間中・完了後の３回 （成形板のみの場合等は除く）　周囲４方向（作業前後は各１方向） 石綿製品製造工場と同等の基準（10 本／L）
罰 則 等	○作業実施基準に適合していないと認める場合　⇒計画変更や基準適合を命令 ○命令違反や無届作業には罰則	○基準違反の公表

今後のスケジュール等

○改正条例の制定（９月議会）

・10 月 21 日、可決・成立
・10 月 28 日、改正条例の公布

○規則改正（12 月上旬）

条例による石綿飛散防止対策の詳細を規定

・対象規模、対象建材等
・事前調査、届出等の方法
・作業実施基準
・石綿濃度基準

○政令市への権限移譲に係る改正条例(案)の提出（12 月議会）

政令市：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市

↓

施行（H18 年１月１日）